

■院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、院内感染を防止する目的として下記の対策を実施しております。

1. 院内感染症対策の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応など、国際医療福祉大学市川病院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的としています。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

患者、病院職員等へ、安全で快適な医療環境を提供するために、院内感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の策定・制圧のための対策に取り組みます。

3. 院内感染対策に関する組織的対応

院内各部署の責任者を構成員で組織する「院内感染対策委員会（以下、ICC）」は、定期的に毎月1回会議を開催し、院内感染対策の策定と推進を行っています。また、集団感染事例発生時等の緊急時は、臨時に同委員会を開催します。院内感染対策に関する中心的組織として病院長直轄の「感染制御室」を配置します。院内感染対策の実働組織として「感染対策チーム（以下、ICT）」、「抗菌薬適正使用支援チーム（以下、AST）」、「看護部感染リンクナース」が組織され、感染対策の実務を担当します。

4. 院内感染対策に関する職員研修の基本方針

院内感染対策防止に対する意識を高めるため、感染対策に関する全体研修を年2回以上行います。また、入職時の初期研修、部署や職種ごとの特徴を踏まえた院内感染対策勉強会を必要に応じて行います。

5. 感染症の発生状況の対応と報告に関する基本方針

院内で感染症が発生した際は、「院内感染症発生届」、「感染症発生に関する報告体制」に基づき、速やかに状況等の報告を行い、原因調査、的確な感染対策を実施します。また、感染症の発生状況や、原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集、分析し、臨床へフィードバックすることで、現状の院内感染対策の評価、改善を行います。薬剤耐性菌検出状況については、毎週1回「警告菌患者リスク（週報）」として、各部署に情報を提供し、リアルタイムな情報提供に努めます。

6. アウトブレイクあるいは異常発生時の対応と報告に関する基本方針

アウトブレイクあるいは異常時とは、通常と比較し、院内における感染症発生数が増加している状況である。また、疫学的に感染者間の関連性が否定できない状況や、感染拡大が院内広範囲におよぶ状況においても同様に考えられる。日頃より各種サーベイランスをもとに、アウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、病院長への報告等、制圧の初動体制を含めて迅速な対応を行います。報告が義務付けられている感染症（感染症法に準じ）が特定された場合には、速やかに保健所への報告を行います。臨時ICCを開催し、感染制御室を中心に、ICT、看護部感染リンクナースが協力して対策を実施します。発生から終息までの経過報告をICCに対して行い、当院ホームページ上で公表します。

7. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

抗菌薬の必要性を考え、感染症の原因となる細菌に対し、適切な抗菌薬の選択、適切な投与期間の推進を図ります。また、抗菌薬適正使用の管理、支援のためにA S T活動を行います。

8. 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

指針は、院内に掲示し患者又は家族が閲覧できるようにします。また、感染対策の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求めます。

9. 地域連携

地域連携施設や保健所および医師会等と協力し、地域および他の医療施設における感染対策を支援します。また、新興感染症等のパンデミックの際は、連携施設間の連携だけでなく、地域の保健所、医師会および感染症対策ネットワーク等と連携し、地域の感染対策を支援します。

10. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」、「抗菌薬適正使用マニュアル」を定期的に整備し、病院職員への周知徹底に努めます。また、職員は自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康に留意するとともに、血液・体液曝露防止策、予防接種の推奨（B型肝炎、小児ウイルス性疾患ワクチン、インフルエンザワクチン等）、個人防護具の着用などを実施し、職業感染の防止に努めます。

2024年4月1日
国際医療福祉大学市川病院 病院長